

金融機能の早期健全化のための緊急措置に関する法律の一部を改正する法律案参照条文

目次

- 預金保険法（昭和四十六年法律第三十四号）（抄） 1
- 金融機能の再生のための緊急措置に関する法律（平成十年法律第三百三十二号）（抄） 1
- 金融機能の早期健全化のための緊急措置に関する法律（平成十年法律第四百十三号）（抄） 1

○ 預金保険法（昭和四十六年法律第三十四号）（抄）

（設置）

第十四条 機構に、運営委員会（以下「委員会」という。）を置く。

○ 金融機能の再生のための緊急措置に関する法律（平成十年法律第百三十二号）（抄）

（区分経理）

第六十四条 機構は、第六十条の規定による業務（以下「金融再生業務」という。）に係る経理については、その他の経理と区分し、特別の勘定（以下「金融再生勘定」という。）を設けて整理しなければならない。

○ 金融機能の早期健全化のための緊急措置に関する法律（平成十年法律第百四十三号）（抄）

（定義）

第二条（略）

2～6（略）

7 この法律において「協定銀行」とは、預金保険機構（以下「機構」という。）が第十条第一項に規定する協定を締結した銀行をいう。

8・9（略）

（金融機能の早期健全化のために講ずる施策の原則等）

第三条（略）

2 金融機関等は、内閣総理大臣がこの法律に基づいて施策を講ずる前提として、次に掲げる措置を行うことにより財務内容等の健全性を確保するものとする。

一 金融機能の再生のための緊急措置に関する法律（平成十年法律第百三十二号。以下「金融機能再生緊急措置法」という。）第六条第二項に規定する基準に従い内閣総理大臣（当該金融機関等が労働金庫又は労働金庫連合会である場合にあつては内閣総理大臣及び厚生労働大臣とし、当該金融機関等が農水産業協同組合連合会等（第二条第一項第二号から第四号までに掲げるものをいう。以下同じ。）である場合に

あつては内閣総理大臣及び農林水産大臣とする。以下この項において同じ。）が定めるところにより、適切に資産の査定を行うこと。

二 内閣総理大臣が金融機関等の有する債権の貸倒れ等の実態を踏まえて定めるところにより、前号に規定する資産の査定の結果に基づき、適切に引当て等を行うこと。

三 内閣総理大臣が定めるところにより、その保有する有価証券その他の資産を適切に評価すること。

3 内閣総理大臣（当該金融機関等が労働金庫又は労働金庫連合会である場合にあつては内閣総理大臣及び厚生労働大臣とし、当該金融機関等が一の都道府県の区域の一部をその地区の全部とする農水産業協同組合連合会等である場合にあつては当該農水産業協同組合連合会等の監督に係る都道府県知事とし、当該金融機関等がその他の農水産業協同組合連合会等である場合にあつては内閣総理大臣及び農林水産大臣とする。第二十条において同じ。）は、銀行法その他これに類する法令の定めるところにより、特に著しい過少資本の状況にある旨の区分に該当する金融機関等に対して、当該金融機関等が自己資本の充実、大幅な業務の縮小、合併又は銀行業等の廃止等の措置のいずれかを選択した上当該選択に係る措置を実施することを命ずるものとする。

（報告の徴求）

第十四条 機構は、第四条第一項及び前三条の規定による業務（以下「金融機能早期健全化業務」という。）を行うため必要があるときは、協定銀行に対し、協定の実施又は財務の状況に関し報告を求めることができる。

（区分経理）

第十五条 機構は、金融機能早期健全化業務に係る経理については、その他の経理と区分し、特別の勘定（以下「金融機能早期健全化勘定」という。）を設けて整理しなければならない。

2 （略）

（経営健全化計画の履行を確保するための措置等）

第二十条 内閣総理大臣は、金融機関等が第三条第二項各号の規定に違反して資産の査定等を行った場合には、銀行法その他これに類する法令の定めるところにより、業務の一部の停止その他の監督上必要な措置を命ずることができる。

2 内閣総理大臣は、協定銀行が取得株式等又は取得貸付債権の全部につきその処分をし、又はその返済を受けるまでの間、当該取得株式等又は取得貸付債権に係る金融機関等に対し、第五条第一項の規定により提出を受けた計画の履行を確保するため、銀行法その他これに類する法令の定めるところにより、業務の一部の停止その他の監督上必要な措置を命ずることができる。